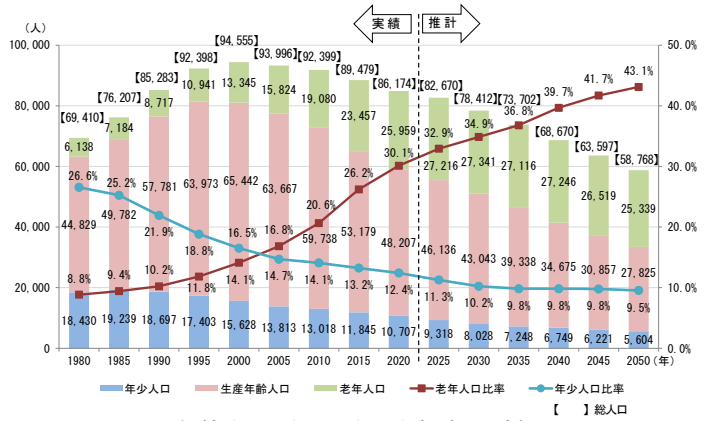


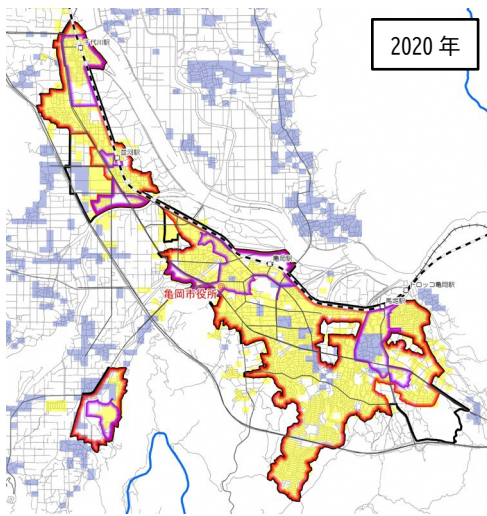
亀岡市の現状と課題

◆課題1：人口減少と少子高齢化の進行

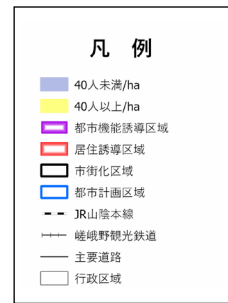
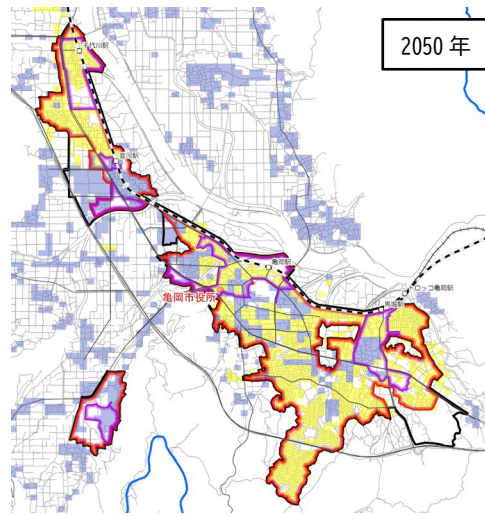
- ・人口は減少傾向にあり、令和32(2050)年の**将来人口推計は58,768人**と、令和2(2020)年の86,174人と比較して**32%減少**する推計となっています。
- ・少子高齢化がますます進行し、令和32(2050)年には**老年人口の割合は43.1%**と、**半分近くを占めると推計**されています。



◆課題2：市街地の低密度化



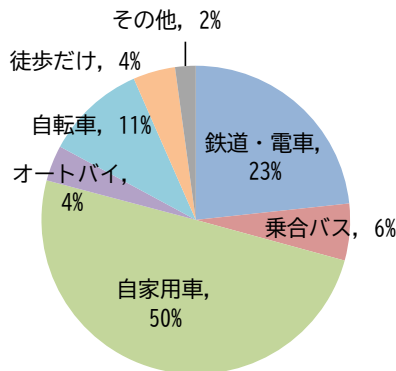
2020年・2050年人口密度（市街化区域・100mメッシュ）



・令和32(2050)年の将来推計によると、人口密度が60人/ha未満の地区が多くなると推計されており、**既成市街地の空洞化や低密度化が懸念**されます。

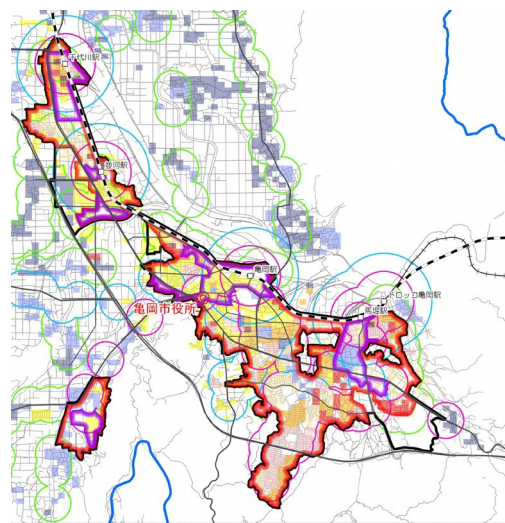
◆課題3：自家用車への依存

- ・市内に居住している人の交通手段は約50%が自家用車を利用しており、**自家用車への依存度が高い傾向**にあります。



2020年常住地による利用交通手段分担率

- ・市街化区域内は、**ほぼ公共交通の利用圏域**に含まれます。



2020年人口密度と公共交通利用圏域

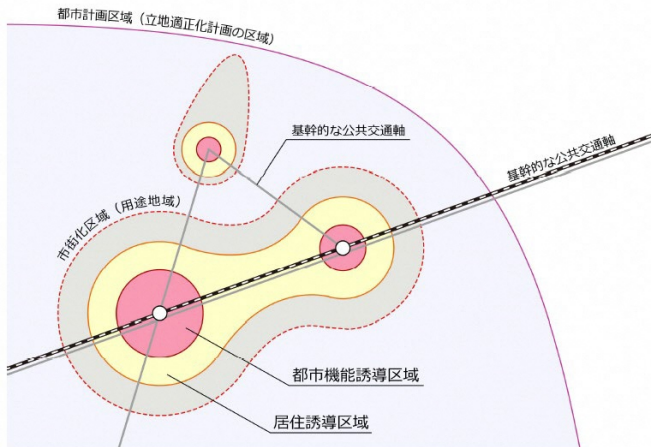


人口減少・少子高齢化をはじめとする課題を踏まえ、**亀岡市立地適正化計画**の策定により、**地域ごとの役割分担と連携**による、「育てる・働く・楽しむ 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり」を進めます。

立地適正化計画とは

◆都市計画マスタープランの一部

・立地適正化計画は、一定の人口密度に支えられた生活サービス機能の維持やインフラ費用の抑制などによる**持続可能な都市を実現するために市町村が策定する計画**で、都市全体を見渡して作成する包括的なマスタープランであり、**都市計画マスタープランの一部**とみなされます。



立地適正化計画制度のイメージ

◆立地適正化計画で定める事項

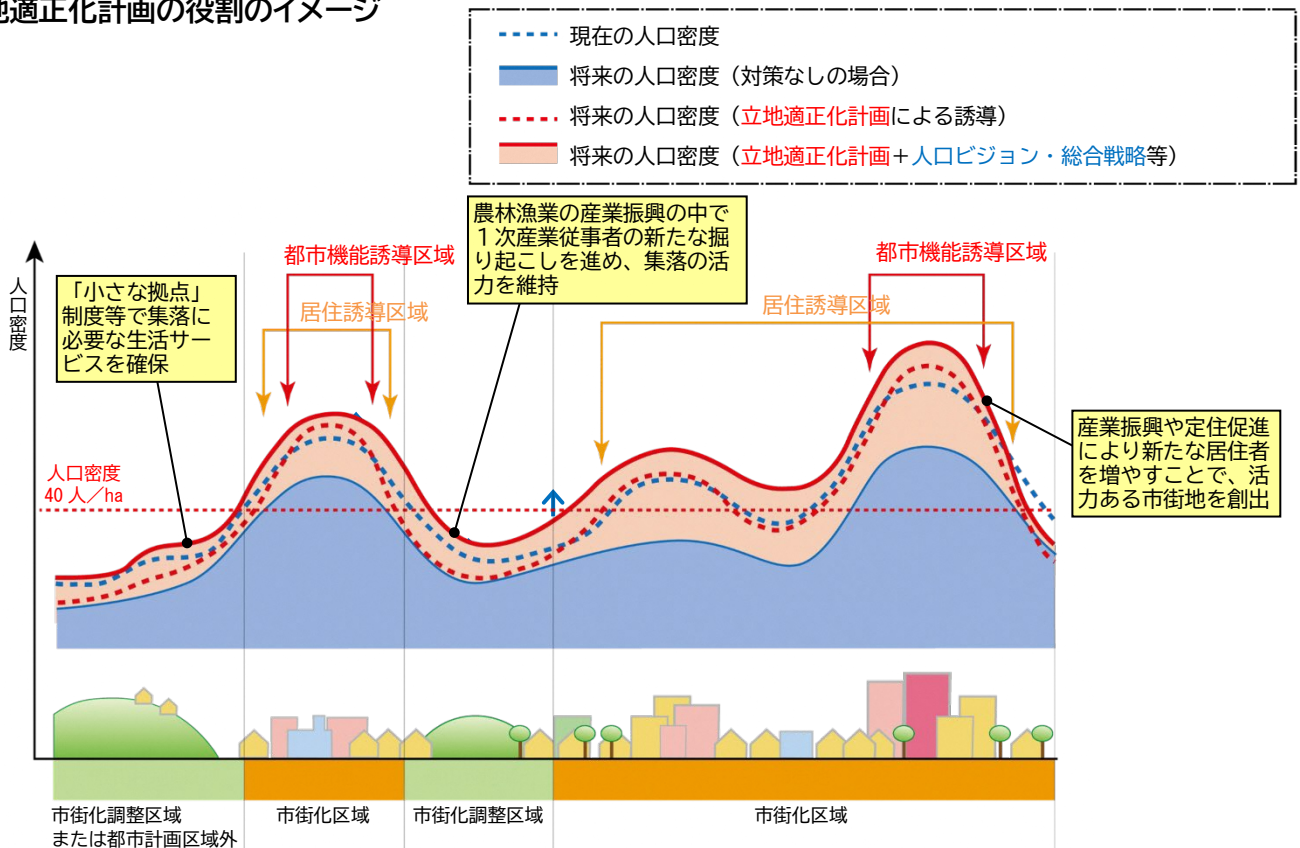
・立地適正化計画では、次の事項を定めます。

項目	内容
計画区域	・都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体とすることが基本
基本的な方針	・中長期的に都市の生活を支えることが可能となるようなまちづくりの理念や目標、目指すべき都市像等を設定
居住誘導区域	・人口減少の中でも、一定エリアにおいて人口密度を維持することで、生活サービスやコミュニティが持続的に確保される区域 ・居住環境の向上、公共交通の確保等、居住を誘導するための施策
都市機能誘導区域	・医療・福祉・商業等の都市機能の立地を誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域 ・当該都市機能誘導区域内に誘導施設の立地を誘導するための施策
誘導施設	・居住者の共同の福祉や利便の向上を図る観点から、立地を誘導する施設
防災指針	・居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能を確保するための指針

◆【新たに追加】 防災指針とは

・防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる**都市の防災に関する機能を確保するための指針**です。
・災害リスクを踏まえた課題を抽出し、防災指針に基づく具体的な取組を位置づけます。

◆立地適正化計画の役割のイメージ

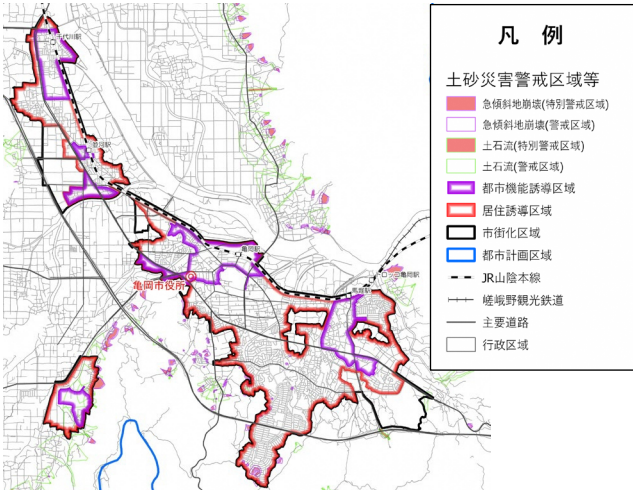


防災指針

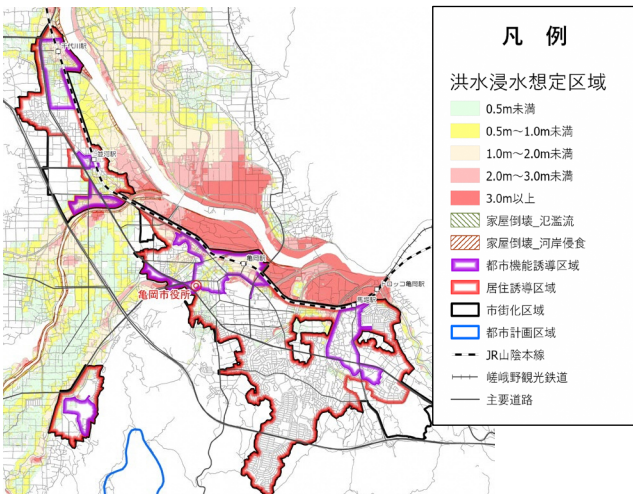
◆防災まちづくりの方針

- 市民とつくりあげる、災害に強いまちづくり
- 安全・安心に永く住み続けられるまちづくりの運営
- 居住誘導区域の減災/防災機能の強化による安全なコンパクトシティの推進
- より災害に強いまちをめざす リーディングシティ亀岡

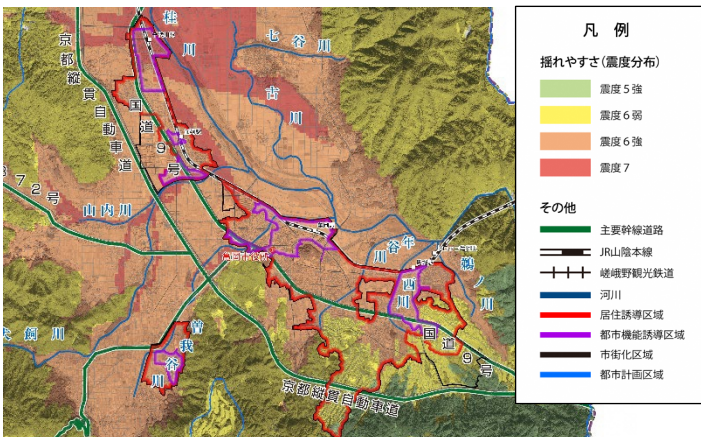
◆災害リスクの抽出



土砂災害警戒区域等指定状況



土砂災害警戒区域等指定状況



揺れやすさマップ

◆実施プログラム

種別	土砂	洪水	地震	取組内容・事業	実施時期の目標		
					短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスク回避	●	●	●	避難場所、避難ビル等の確保	→	→	
	●	●		災害リスクの低いエリアへの居住の誘導			→
リスク低減		●		タイムライン(防災行動計画)の策定	→		
		●		居住誘導区域内における宅地かさ上げ等の補助の検討		→	
		●		桂川本川の整備や市内の河道の改修整備を実施			→
		●		橋梁の架け替え・維持補修			→
	●			土砂災害防災施設の整備			→
			●	木造住宅の耐震化に係る事業の推進			→
	●	●	●	災害リスクの周知及び防災教育の実施支援			→

◆目標値:居住誘導区域内の災害リスクのあるエリア内における人口

・居住誘導区域内の土砂災害警戒区域における人口を減らすことにより、災害リスクの低減を目指します。

基準値	目標値	
3,318人 (R2)	2,862人 (R12)	2,634人 (R17)

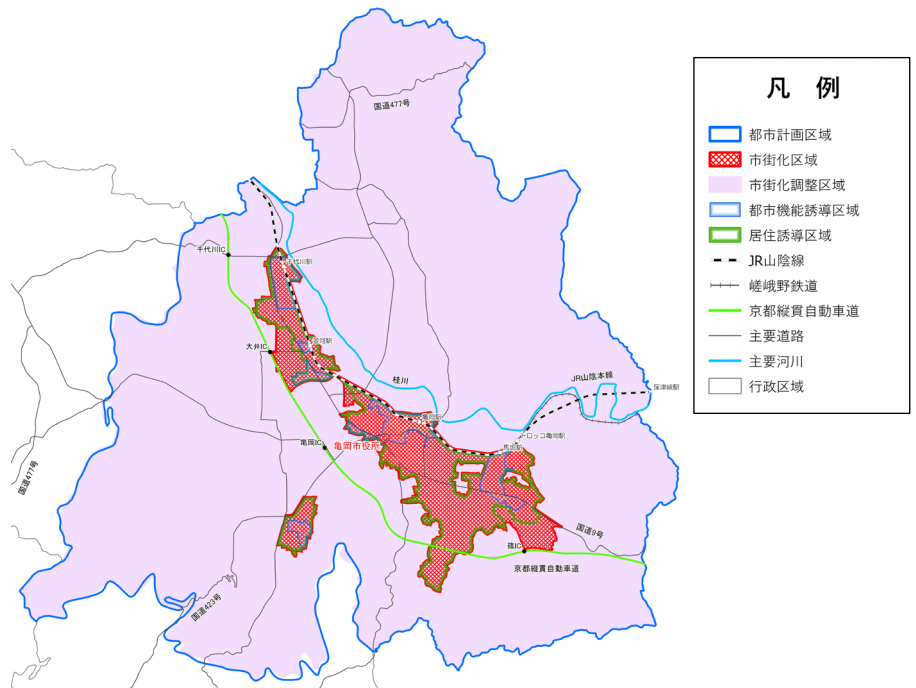
亀岡市立地適正化計画の基本的事項

◆計画区域（右図）

本市の都市計画区域

◆計画期間

概ね 20 年後の都市の展望を見据え、
令和 22（2040）年度まで



まちづくりの方針

重点方針

主な施策

育てる・働く・楽しむ
安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

① 定住促進・少子化対策
子育て世帯のニーズに
応える快適なまち

② 安全・安心の推進
誰もが安全・安心に
暮らし続けられる
まち

③ にぎわい創出
自然・スポーツ・大学を
核として、他市にない
個性を持つまち

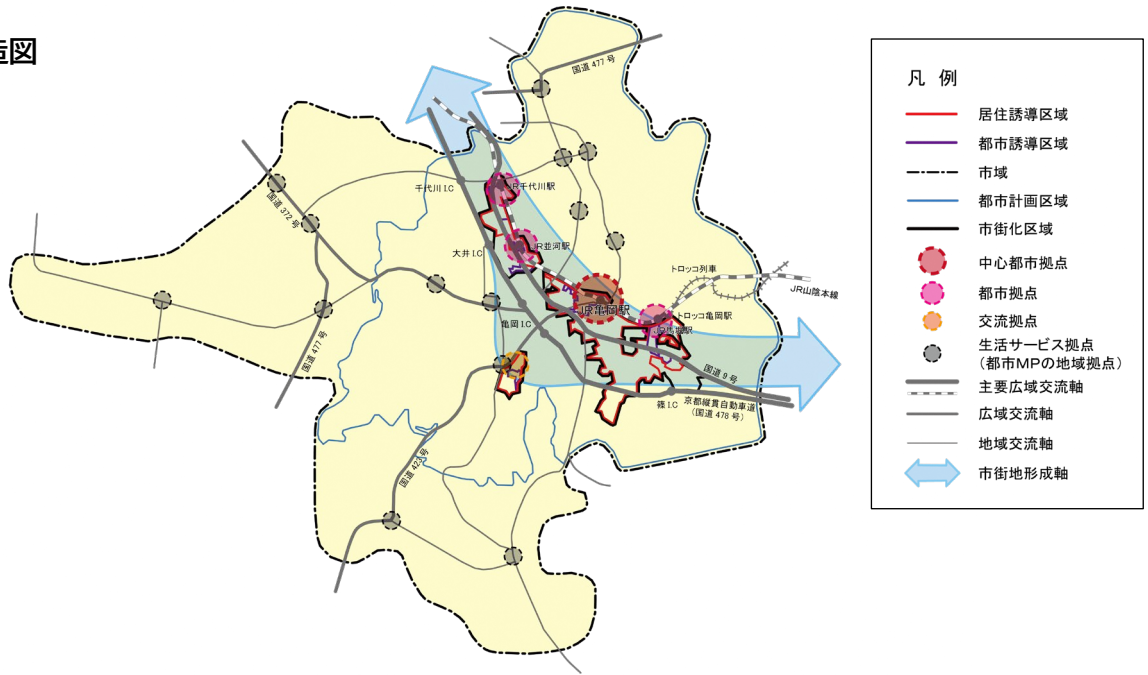
- 空き家対策の推進
- 定住促進対策の充実
- 子育て支援の充実
- ゆとりある良好な住環境の整備
- 公営住宅等の住環境の向上

- 道路ネットワークの整備
- 公共交通ネットワークの充実
- 交通結節点の機能強化
- 老朽化した都市計画施設の改修
- 防災対策の推進
- 障がい者福祉の充実
- 高齢者福祉の充実

- 都市再生特別措置法に基づく国の支援制度の活用
- 特定用途誘導地区の指定
- 市街地の活性化によるにぎわいの創出
- 亀岡市公共施設等総合管理計画等の推進と公的不動産の有効活用
- 文化施設の維持・充実の推進
- 低未利用土地等（空き地・空き家を含む）への対応

- 居住誘導区域外での届出制度の活用
- 都市機能誘導区域外での届出制度の活用

◆将来都市構造図



目標及び期待される効果

● 目標値

・居住誘導区域内の人口密度(生産緑地を含まない。)の維持

基準値	現況値	目標値
57.4人/ha 【H27】	55.9人/ha 【R2】	55.9人/ha 【R22】

● 期待される効果

・市税収入額の維持

現況値	効果値
101億7734万 9千円【R5】	99億円 【R22】

● 目標値

- ① バス利用数の増加(1日あたり)
- ② 65歳以上で週3回以上、外出する人の割合の増加

	基準値	現況値	目標値
①	4,000人 【H28】	3,616人 【R4】	3,800人 【R22】
②	88.4% 【H28】	74.1% 【R3】	95% 【R22】

● 期待される効果

・住みやすさ満足度の向上

現況値	効果値
78.9% 【R1】	80.9%以上 【R22】

● 目標値

- ① 中心拠点区域内の人口密度の維持
- ② 亀岡市に訪れる年間観光入込客数の増加
- ③ 固定資産税(土地)の収入額の維持

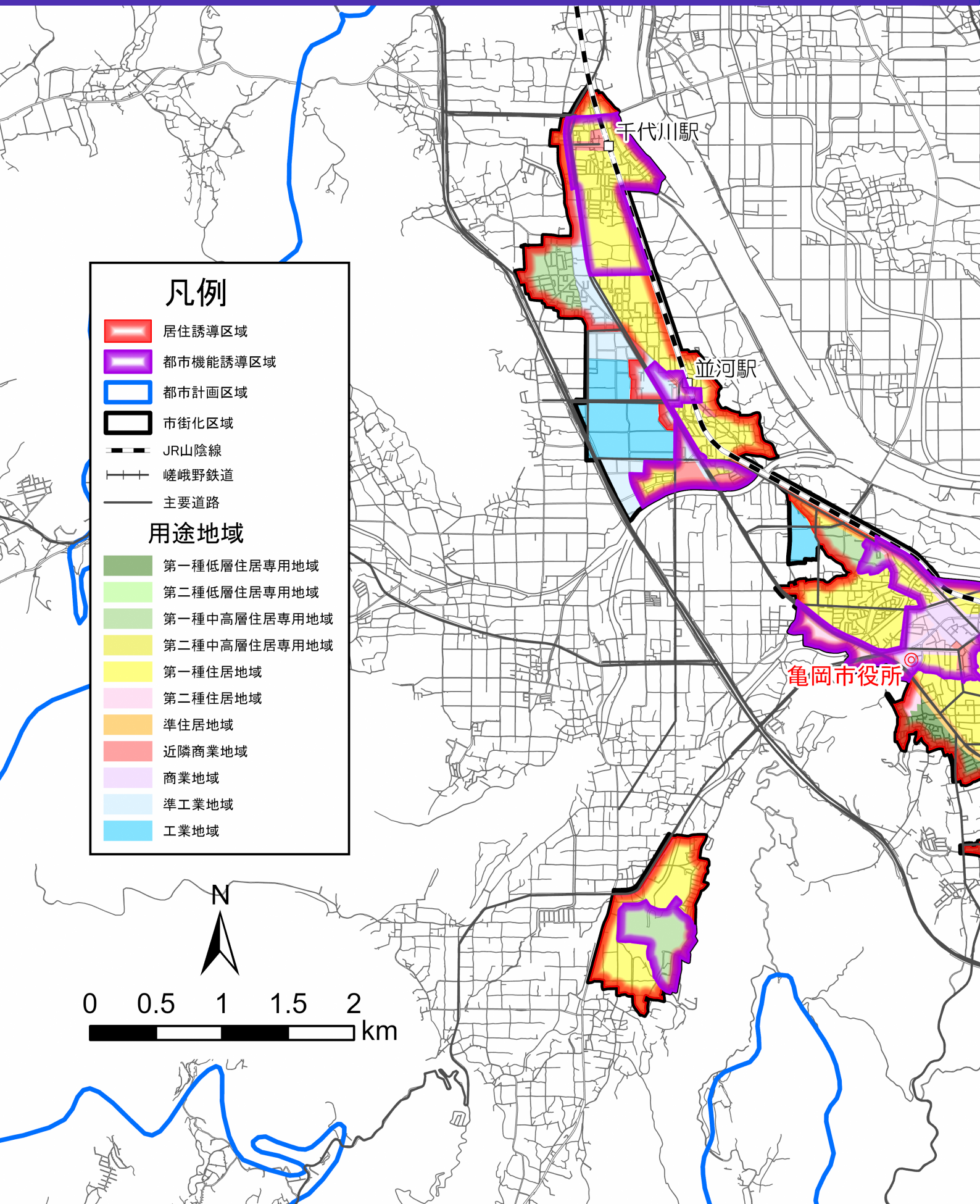
	基準値	現況値	目標値
①	40人/ha 【H27】	37.6人/ha 【R2】	40人/ha 【R22】
②	2,408,467人 【H26】	3,149,612人 【R6】	3,680,000人 【R22】
③	—	47億5499万 8千円【R5】	47億6千万円 【R22】

● 期待される効果

・地域経済の活性化
(卸売業・小売業の年間販売額)

現況値	効果値
954億3百万円 【R3】	995億円 以上【R22】

居住誘導区域・都市機能誘導区域

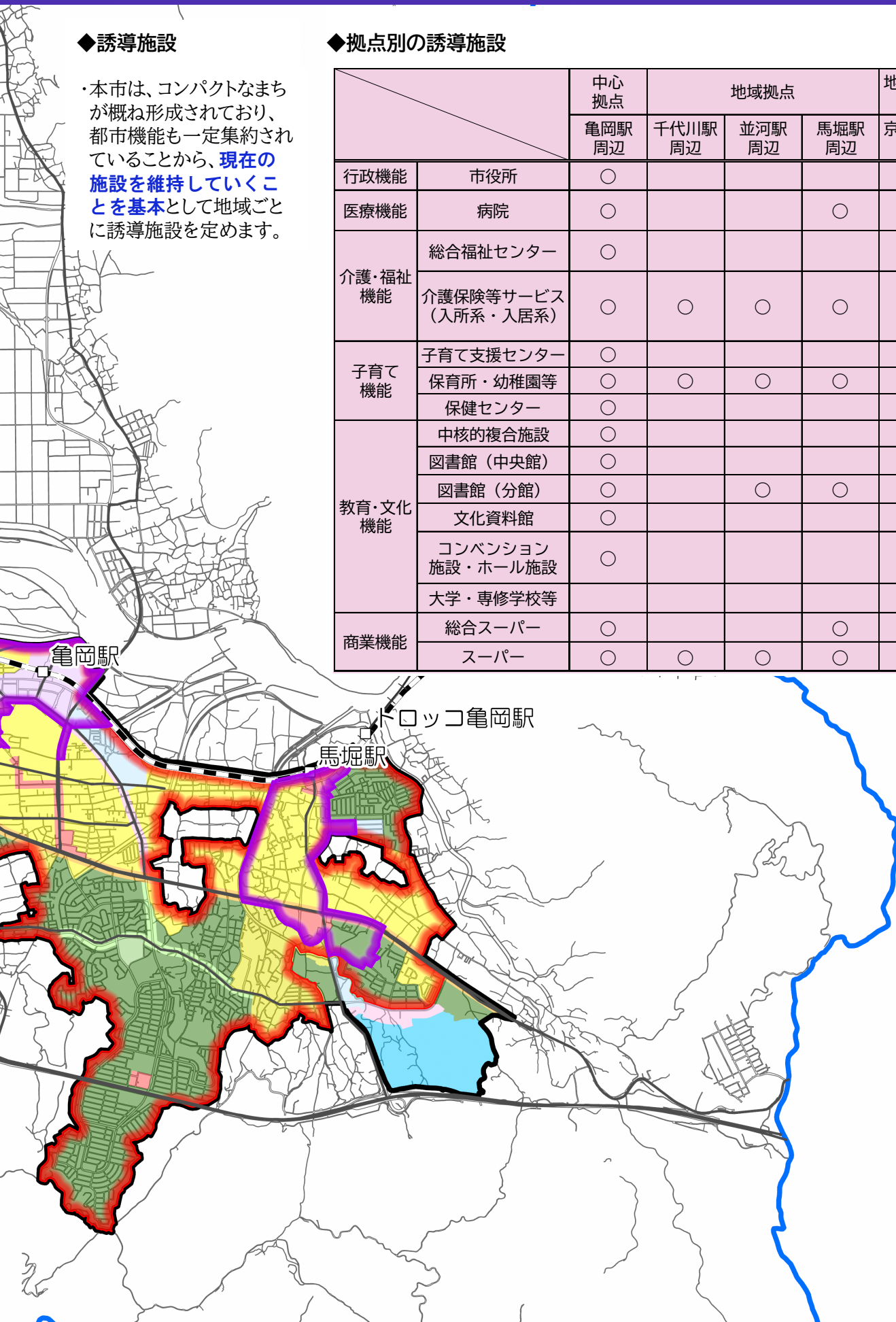


◆誘導施設

・本市は、コンパクトなまちが概ね形成されており、都市機能も一定集約されていることから、**現在の施設を維持していくことを基本**として地域ごとに誘導施設を定めます。

◆拠点別の誘導施設

		中心拠点	地域拠点			地域（交流）拠点
		亀岡駅周辺	千代川駅周辺	並河駅周辺	馬堀駅周辺	京都先端科学大学周辺
行政機能	市役所	○				
医療機能	病院	○			○	
介護・福祉機能	総合福祉センター	○				
	介護保険等サービス（入所系・入居系）	○	○	○	○	
子育て機能	子育て支援センター	○				
	保育所・幼稚園等	○	○	○	○	
	保健センター	○				
教育・文化機能	中核的複合施設	○				
	図書館（中央館）	○				
	図書館（分館）	○		○	○	
	文化資料館	○				
	コンベンション施設・ホール施設	○				
	大学・専修学校等					○
商業機能	総合スーパー	○			○	
	スーパー	○	○	○	○	



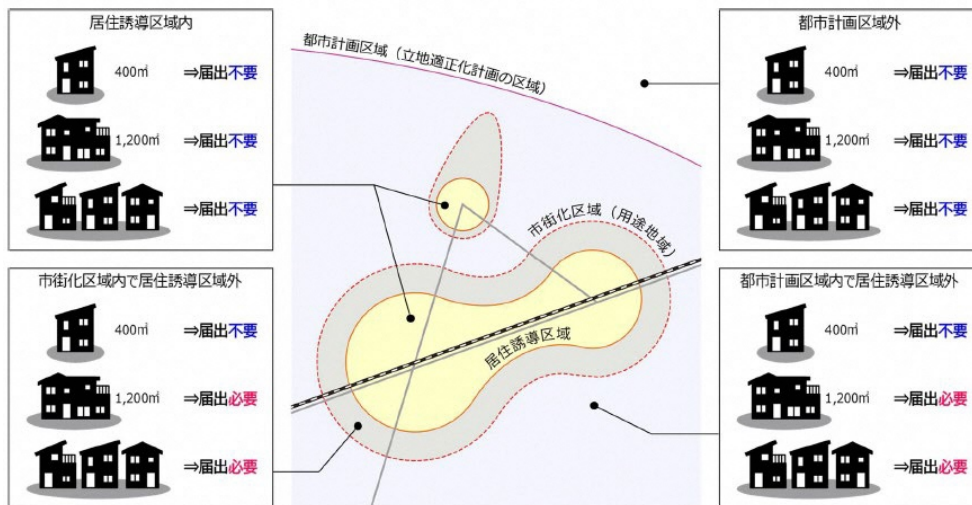
届出制度について

・立地適正化計画の公表後は、以下の行為に着手する30日前までに、市への届出が義務付けられています。

◆居住誘導区域に係る届出の対象となる行為

開発行為	建築等行為
①3戸以上の住宅を建築する目的で行う開発行為 ②1戸又は2戸の住宅を建築する目的で行う開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの ③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを建築する目的で行う開発行為 (例:寄宿舍や有料老人ホーム等)	①3戸以上の住宅を新築する行為 ②住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築(例:寄宿舍や有料老人ホーム等) ③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする行為

■届出の対象例



◆都市機能誘導区域に係る届出の対象となる行為

開発行為	開発行為以外
・誘導施設を有する建築物を建築する目的で行う開発行為	・誘導施設を有する建築物を新築する行為 ・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする行為 ・建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする行為 ・誘導施設を休止、又は廃止する行為

■届出の対象例 (病院を誘導施設としている場合)

